

高松市あんしん通報サービス事業（在宅型）の御案内

高松市では、在宅のひとり暮らし高齢者、重度身体障がい者等の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、見守り機能のついた緊急通報装置をご自宅に設置する、「高松市あんしん通報サービス事業（在宅型）」を実施しております。

どんなことができるの？

ちょっとした相談聞いてほしい…

①緊急時の救急車出動の要請

利用者が選ばれた登録事業者に繋がる装置をご自宅に設置し、通報や異常があった際には緊急通報を受診したコールセンターが、救急車や協力者に出動を要請するなど、ご利用者様の方がーの場合に対応します。



②ちょっとした相談事の対応

健康相談や日常生活の困りごと、日常のちょっとした相談事など、相談ボタンを押すと24時間365日相談に応じてくれます。



③定期的なお伺い電話

月1回、コールセンターからお伺い電話により、日常生活の見守りを行います。体の具合や生活の不安など、近況をお話してください。



※ほかにも、事業者独自のサービスがあります。

利用できる方は？

事業の対象者は、市内に住所を有する一人暮らしの方（高齢者のみの世帯のうち、一方が寝たきりである等一人暮らしに準ずる方をむ。）のうち、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) おおむね65歳以上の方で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定に基づく要介護状態区分が要介護に該当する旨の認定を受けている方
- (2) 前号に規定する要介護の認定を受けておらず、おおむね65歳以上の方で、次に掲げる要件のいずれかに該当する方
 - ア 心疾患、脳血管疾患、ぜんそく等の疾患があり、安否確認の必要性が認められる方
 - イ 通常の電話機等によっては、外部との連絡が著しく困難と認められる方
 - ウ 認知症等を有し、緊急事態に対して適切に行動できないと認められる方
- (3) 重度身体障害者
- (4) その他市長が特別の理由があると認める方

※ 一人暮らしに準ずる方、(2)に該当する方は、民生委員、介護支援専門員、老人介護支援センター職員、保健師、地域包括支援センター職員のいずれかの証明が必要となります。

費用負担について

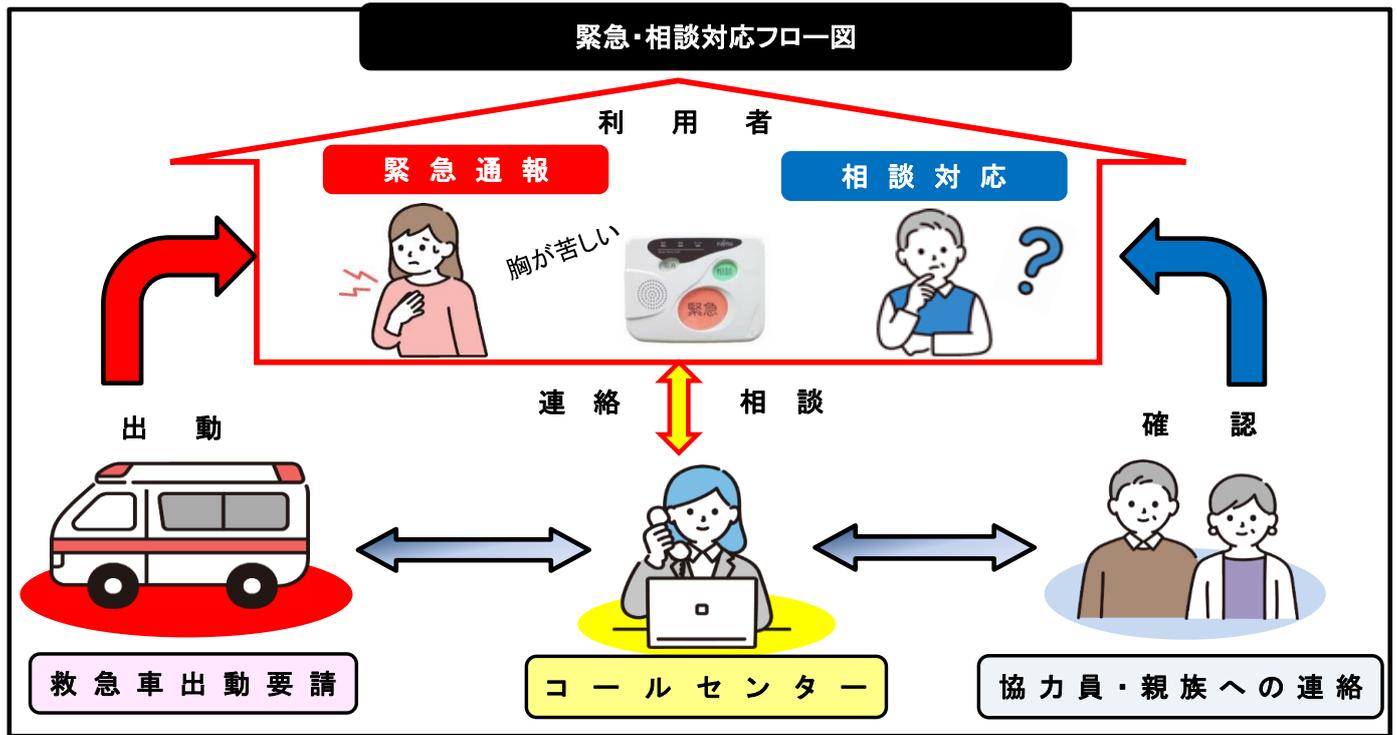
区分	世帯の階層区分	月額利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)又は、生計中心者が当該年度市民税を課されていない世帯	無料
B	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が19,800円以下の世帯	306円
C	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が19,801円以上150,300円以下の世帯	510円
D	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が150,301円以上の世帯	実費

- ※ 毎年6月に課税状況を調査し、その年の6月分から翌年の5月分までの利用者負担額を決定します。
- ※ 取付工事や撤去工事で利用者の負担はありません。
- ※ 毎月の利用者負担額は契約した登録業者に支払うようになります。

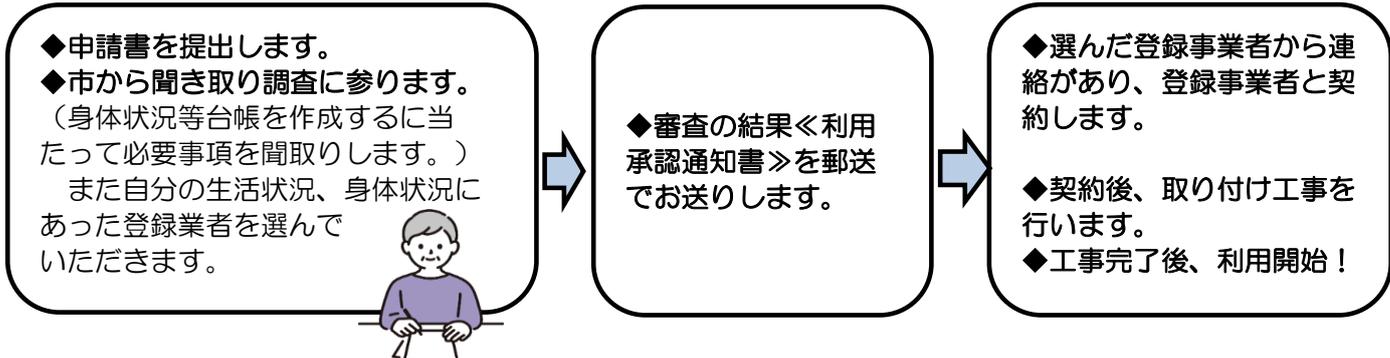
緊急通報装置の業者は？

◆本市の登録事業者は下記の4者です。この中から利用者が自分に合った緊急通報装置を選べるシステムとなっております。登録事業者のパンフレットを作成していますので、その中から選んでください。

登録事業者	登録事業者独自のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・(株)シーモス ・総合警備保障(株)香川支社 ・ALSOKあんしんケアサポート ・あんしんサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りセンサー ・追加ペンダント ・火災センサー ・鍵の預り、警備員の駆付け ・電池残量通知



申請から利用までの流れ



【問い合わせ先】

〒760-8571 住所:高松市番町一丁目8番15号

長寿福祉課 (2階22番窓口) ☎(087)839-2346 FAX(087)839-2352

申請書等の様式は、高松市ホームページからダウンロードできます。